

令和4年第3回

農業委員会総会議事録

- ・ 開催日 令和4年3月30日
- ・ 会場 深谷市役所2-4会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和4年3月30日(水) 農業者年金研修終了後

午後2時30分予定

深谷市役所本庁舎2階 2-4会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 12 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 13 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 14 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 15 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 16 号 農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明願に対する専決処分について
- 6) 報告第 17 号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について
- 7) 議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 19 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 20 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 21 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 11) 議案第 22 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 23 号 特定農地貸付申請承認について
- 13) 議案第 24 号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 14) 議案第 25 号 「深谷市の農業振興に関する計画(27号計画)」に位置づけた施設の検証結果に対する意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和4年3月30日	開会場所	深谷市役所2-4会議室		
開閉の日時	開 会	令和4年3月30日(水) 午後2時35分			
	閉 会	令和4年3月30日(水) 午後3時55分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	出
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	欠	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	主査	磯貝 益生			
	主査	関根 麗子			
	主査	山口 圭一			
参 与	農業振興課 主査	福島 芳宏			
	農業振興課 主事	加藤 寛規			

会 議 件 名		て ん 末	
会	開会	事務局長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和4年第3回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	事務局長	<p>はじめに、本日の欠席委員の報告をいたします。</p> <p>議席番号6番大澤委員が欠席でございます。</p> <p>従いまして、委員24人中23人の出席となり、出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は、全員出席となっておりますので、合わせてご報告いたします。</p>
	議長の選出	事務局長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
議	議事録署名人の指名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号19番今井委員、議席番号21番塚原委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
	報告事項について	議 長	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第17号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
進	報告事項について	事務局	<p>はい。それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページ、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。貸主、借主の合意に基づきまして解約されたものでございます。本件については3ページまでの4件となります。</p> <p>続きまして、4ページをお願いいたします。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したのでご報告いたします。本件につきましては、5ページまでの7件となります。なお、整理番号1番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせくださいますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、6ページの報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移動を伴わない転用でございます。本件につきましては、7ページまでの4件、合計面積は3,027.91㎡となります。</p> <p>続きまして、8ページの報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。</p>
		議 長	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第17号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
行	報告事項について	事務局	<p>はい。それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページ、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。貸主、借主の合意に基づきまして解約されたものでございます。本件については3ページまでの4件となります。</p> <p>続きまして、4ページをお願いいたします。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したのでご報告いたします。本件につきましては、5ページまでの7件となります。なお、整理番号1番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせくださいますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、6ページの報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移動を伴わない転用でございます。本件につきましては、7ページまでの4件、合計面積は3,027.91㎡となります。</p> <p>続きまして、8ページの報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。</p>
		議 長	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第17号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
状	報告事項について	事務局	<p>はい。それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページ、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。貸主、借主の合意に基づきまして解約されたものでございます。本件については3ページまでの4件となります。</p> <p>続きまして、4ページをお願いいたします。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したのでご報告いたします。本件につきましては、5ページまでの7件となります。なお、整理番号1番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせくださいますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、6ページの報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移動を伴わない転用でございます。本件につきましては、7ページまでの4件、合計面積は3,027.91㎡となります。</p> <p>続きまして、8ページの報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。</p>
		議 長	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第17号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
況	報告事項について	事務局	<p>はい。それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページ、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。貸主、借主の合意に基づきまして解約されたものでございます。本件については3ページまでの4件となります。</p> <p>続きまして、4ページをお願いいたします。報告第13号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について」でございます。本件は、相続に対する届出となります。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したのでご報告いたします。本件につきましては、5ページまでの7件となります。なお、整理番号1番の農地につきましては、あっせん希望が「有」となっておりますので、借り受けてくれる方をご存知でしたら、農業委員会事務局までお知らせくださいますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、6ページの報告第14号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。4条転用の届出につきましては、市街化区域内において、土地所有者本人が行う、土地の権利移動を伴わない転用でございます。本件につきましては、7ページまでの4件、合計面積は3,027.91㎡となります。</p> <p>続きまして、8ページの報告第15号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」でございます。</p>
	報告事項について	議 長	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第17号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
議 進		議 長	<p>深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。5条の転用届出につきましては、市街化区域内において、農地の所有権移転や賃貸借等、権利の移転や設定を伴う転用でございます。本件につきましては、10ページまでの合計11件、合計面積は6,139.97㎡でございます。</p> <p>続きまして、11ページをお願いいたします。報告第16号「農地法第5条第1項第7号目的の買受適格証明願に対する専決処分について」でございます。深谷市農業委員会事務専決規定により専決処分したので報告いたします。こちらの買受適格証明は、農地の競売や公売の落札者が農地法の定める適格者でなければ、農地の売却手続きをやり直すこととなるため、強制売却制度と農地法の定める許可制度との整合性を確保するための制度となります。本件につきましては11ページの1件、面積は693㎡でございます。</p> <p>続きまして、12ページの報告第17号「農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について」でございます。こちらにつきましては、農地法第52条の規定による賃貸借の情報を提供するものとなります。情報提供は主に農業委員会窓口及び市ホームページ上で行うほか、電話による問い合わせに対しましても随時提供をしていきます。内容についてですが、集計の対象は令和3年4月から令和4年3月までの1年間に利用権により報告された賃貸借契約で、その内容を調査し、10aあたりの平均年額を地区ごとに算出したものが、議案書12ページの表となります。集計にあたりましては鉄骨用地ハウス用地など、他の賃借料と比べ、著しく高額になっているものや、物納に関しましては集計の対象から除外しております。農林公社への貸借であります中間管理事業につきましては、集計の対象となっております。各地域ごとの田・畑別の平均額につきましては、この12ページの表のとおりとなります。</p> <p>報告案件につきましては以上となります。 よろしくをお願いいたします。</p>
行 状 況	議案第18号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長 事務局	<p>次に、議案書の13ページ、議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは議案書の13ページ、議案第18号「農用地利用集積計画の決定について」を事務局より説明いたします。</p> <p>本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、同計画の決定を求めるものです。本日の総会でこの計画が決定されますと、令和4年4月8日に公告することにより、令和4年5月1日から利用権が設定されます。また、整理番号63番、64番の埼玉県農林公社の借り受けにつきましては、令和4年6月1日から利用権が設定されます。</p> <p>続きまして、14ページの利用集積計画概要表について、説明いたします。今回の案件は64件、総筆数137筆、総面積168,872㎡でございます。また、こちらの別添、「第3回深谷市農業委員会総会議案資料」の1ページに、借受人別内訳がございますのでご参照ください。</p> <p>続きまして、18ページをご覧ください。整理番号10番の「農業者年々金の再設定のため」について説明いたします。貸付人は農業者年金の経営移譲年金を受給するにあたり、後継者に農地を貸し付けて経営を移譲しましたが、その貸し借りが期限を迎えるため、再び貸借権の設定をするものでございます。</p>

会 議 件 名		て ん 末	
議 進 行 状 況		<p>農用地利用集積計画の決定についての説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議 長 ただ今事務局より説明のありました本議案のうち、整理番号11番から28番につきましては、法人の合併に関する案件となりますので、ヒアリングを行った委員より意見を伺います。 農地利用最適化推進委員の橋本委員、お願いします。</p> <p>橋本委員 はい。整理番号11番から28番の借受人の営農状況について報告いたします。 3月23日に、私と安藤会長、福島会長職務代理、飯島委員、事務局職員でヒアリングをおこないました。借受人である株式会社〇〇〇〇は、6年前に農業と福祉の障害者自立支援に取り組もうと農業参入したグループ会社の株式会社△△△△との合併等を経て、農業部門の事業と関連する権利義務を継承しております。株式会社△△△△の就農時に貸借権の設定をおこなって以降、耕作地を拡大してきましたが、正規の手続きをとらずにきてしまったことから、今回の申出に至ったとのことです。労働力は社員2人と障害者雇用として11人がおり、代表取締役は営業販売を担っているとのことです。作物構成は主にネギで、自社スーパーや他社ラーメンチェーン店に卸しているとのことです。基本装備は、トラクター、トラック等を所有するほかリースで借入もしており、市内の自社スーパーの一角を作業場や農機具保管庫として利用しているとのことです。また、法人の合併等により、法人内で農業部門を支援・補填し、育成できるようになり、投資も可能となるものと考えているとのことです。 以上のことから、確保された販路のもと、農業経営がおこなわれている実態があることから、今回の営農については、特段問題ないものと考えます。 報告は、以上となります。</p> <p>議 長 はい。橋本委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>	
	<p>議案第19号 「農地法第3条の規定による許可申請について」</p>	<p>議 長 次に、議案書の33ページ、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 はい。それでは議案書の33ページ、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明いたします。別添の議案資料の2ページから4ページまでの資料2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。3条許可申請につきましては、本日のご審議の結果をもちまして、本日付けでの処分となります。</p>	

	会 議 件 名	て ん 末
		<p>今回お諮りするの、耕作目的での農地の所有権移転に関するもの5件でございます。</p> <p>整理番号1番、申請地:矢島1141番2、畑1,720㎡。こちらは、農地中間管理機構による農地売買等事業によるもので、埼玉県農林公社より譲受人が申請地を譲り受けるものでございます。申請事由は、経営規模の拡大を図るためとのことであり、取得後においては既存のハウスで、きゅうりの施設栽培をおこなうとのことでございます。</p> <p>整理番号2番、申請地:成塚382番1 外3筆、畑4筆合計5,679㎡。譲受人が経営規模の拡大を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。譲受人は、ベビーリーフを中心とした野菜の生産・販売をおこなう法人でございまして、その収入のすべてが農業関係のものとなっております。また、議決権の過半を農業関係者が有し、役員も農業従事者が過半を占めているなど、農地所有適格法人の要件を満たす法人でございます。なお、取得後におきましては、ベビーリーフやパクチーの作付けをおこなうとのこと。</p> <p>整理番号3番、申請地:岡部2157番、畑827㎡。譲受人が生産の安定化を図るため、借入地を譲り受けるものでございます。譲受人は世帯労働力2名のほか、17名ほど農作業に従事する者を確保しながら、耕作をおこなっております。今回の申請は、借りている農地を譲り受けるものでありまして、実質的に経営面積が増えるものではございません。なお、取得後においても、引き続きブロッコリーの作付けをおこなうとのことでございます。</p> <p>議案書34ページへまいりまして、整理番号4番、申請地:本郷1934番 外7筆、畑8筆合計8,537㎡。譲受人が経営規模の拡大を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。譲受人は、主に花卉の生産・販売をおこなう法人でございまして、その収入のほとんどが農産物の売上となっております。また、議決権も全て農業関係者が有し、役員も農業従事者が占めているなど、農地所有適格法人の要件を満たす法人でございます。譲受人は花卉のほか、麦も生産しており、取得後においては、麦の生産をおこなうとのこと。</p> <p>整理番号5番、申請地:上原138番、畑1,017㎡。譲受人が飼料作物の生産向上を図るため、申請地を譲り受けるものでございます。飼料作物の作目としては、とうもろこしを予定しているとのことでございます。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。 なお、ご審議いただくにあたりまして、担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議 長 はい。ただ今事務局より説明のありました本議案につきまして、続いて、現地調査を行った委員より意見を伺います。 議席番号18番 小暮委員、お願いします。</p> <p>小暮委員 はい。ご報告させていただきます。 3月14日に、私と飯島委員と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地調査を行いました。 整理番号1番、3番、4番、5番の各譲受人の経営地につきましては、耕作・管理が適切におこなわれておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上4件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上でございます。</p> <p>議 長 はい。小暮委員、ありがとうございました。 続きまして、議席番号21番 塚原委員お願いします。</p>

会 議 件 名	て ん 末	
	塚原委員	<p>はい。報告いたします。 3月14日に、私と今井委員と事務局職員で、3条申請に関する農地の現地調査を行いました。 整理番号2番の譲受人の経営地につきましては、耕作・管理がおこなわれておりました。申請地につきましても、特に問題はありませんでした。 現地調査の結果、以上1件につきましては、農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。 以上です。</p>
	議 長	<p>はい。塚原委員、ありがとうございました。 それでは本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
	議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。 本件は原案どおり決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
	議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
<p>議案第20号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」</p>	議 長	<p>次に、議案書の35ページ、議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>はい、事務局よりご説明させていただきます。 議案書35ページ及び別添の総会資料の5ページを併せてご確認ください。 議案第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。本議案につきましては、市街化区域以外のご自身が所有権を有している農地を、ご自身が農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。 本日の総会における許可申請承認につきましては3件となっております。ご審議頂いた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。 整理番号1番です。申請地は櫛引116番5の畑 外3筆、合計1,278㎡、既存の宅地部分を含んだ全体面積2,411.53㎡についてであります。こちらにつきましては、昭和26年頃から住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて手続きを行いたいという申請であります。 整理番号2番です。申請地は長在家151番2の畑、100㎡、既存の駐車場敷地部分を含んだ全体面積454.90㎡についてであります。こちらにつきましては、平成20年頃から駐車場敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて手続きを行いたいという申請であります。 整理番号3番です。 申請地は黒田449番3の畑、145㎡、既存の宅地部分を含んだ全体面積430㎡についてであります。 こちらにつきましては、昭和60年頃から住宅敷地の一部として利用してきたが、手続き未了であったため改めて手続きを行いたいという申請であります。</p>

会 議 件 名	て ん 末	
	議 長	<p>農地法4条の許可承認申請につきましては以上3件です。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p> <p>はい。ただいま事務局より説明のありました本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 意見がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
<p>議案第21号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」</p>	<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案書の36ページ、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書36ページをご覧ください。 議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」であります。 こちらにつきましても、本日の総会でご承認をいただきますと、深谷市へ意見書を付して進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。転用計画の変更につきましては、許可の取り消しが困難又は不相当と認められる場合、許可目的の達成できなかった理由が転用者の故意または過失によるものではない場合、許可の取り消しを行ってもその土地が旧土地所有者によって農地として効率的に利用される見込みのない場合などのすべてを満たしている時に、当該転用事業者に代わって当該許可に係る土地について転用を希望する者がいるときは、転用計画の変更を承認することができるとされております。</p> <p>整理番号1番です。申請地は、新戒1242番1の畑、1,542㎡です。こちらにつきましては、令和2年第10回総会議案第61号整理番号7番でご審議をいただき、許可相当の意見を得て令和2年11月11日付で許可処分がなされた案件でございます。申請人は、当初、太陽光発電施設の設置を行う計画でした。会社勤務をしつつ融資の返済を計画しておりましたが、勤務会社の代表が急逝し、会社継続が困難となり退職することとなったため、計画を断念せざるを得なくなりました。旧土地所有者は東京都に在住し取り消しを行ったとしても農地として効率的に利用できる見込みはありません。今回、事業承継人から児童養護施設敷地として利用したいとの申し出があったため計画の変更申請に及んだものであります。</p> <p>37ページ、整理番号2番です。申請地は、新戒1243番1の畑、599㎡です。こちらにつきましては、令和2年第9回総会議案第55号整理番号3番でご審議をいただき、許可相当の意見を得て令和2年10月9日付で許可処分がなされた案件でございます。申請人は、当初、太陽光発電施設の設置を行う計画でした。会社勤務をしつつ融資の返済を計画しておりましたが、勤務会社の代表が急逝し会社継続が困難となり退職することとなったため、計画を断念せざるを得なくなりました。旧土地所有者は東京都に在住し取り消しを</p>

	会 議 件 名	て ん 末
		<p>行ったとしても農地として効率的に利用できる見込みはありません。今回、事業承継人から児童養護施設敷地として利用したいとの申し出があったため計画の変更申請に及んだものであります。</p> <p>続いて38ページ、整理番号3番です。申請地は、新戒1244番1の畑、555㎡です。こちらにつきましては令和2年第9回総会議案第55号整理番号4番でご審議をいただき、許可相当の意見を得て令和2年10月9日付で許可処分がなされた案件でございます。申請人は、当初、太陽光発電施設の設置を行う計画でした。技術指導を行い、融資の保証人であった親族が急逝したため、資金調達の見込みが立たず計画を断念せざるを得なくなりました。旧土地所有者はさいたま市に在住し取り消しを行ったとしても農地として効率的に利用できる見込みはありません。今回、事業承継人から児童養護施設敷地として利用したいとの申し出があったため計画の変更申請に及んだものであります。</p> <p>本議案の3件につきましては、計画変更の原因が故意または重大な過失にあたらぬこと等から計画の変更は致し方ないものであると考えます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>議 長 はい。ただいま事務局より説明のありました本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(石川委員、挙手)</p> <p>議 長 はい、石川委員。</p> <p>石川委員 石川と申します。よろしくお願いいたします。 新戒地区でかなりの広い面積で建てると思うんですが、児童養護施設ということで、何名ぐらいの児童の方がみえるんでしょうか。それが1点。2点目は、その養護施設について周りの畑の所有者の方達には許可を取っているんでしょうか。その2点よろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 はい、事務局お願いします。</p> <p>事務局 はい。こちらについてですが、次の議案の整理番号7番で審議していただく〇〇〇〇という法人が行う児童養護施設となっております。こちらの施設につきましては、今のところ24名の入居者を予定しております。許可等につきましては、周りの方と付近の学校に、学校では今、PTAの集会ができないということで、校長先生等に法人の方で説明にあたって同意は得ているとのことと報告は受けております。 以上です。</p> <p>議 長 石川さん、よろしいでしょうか。</p> <p>石川委員 そうですね。同意は得られたということですね。 付近には中学校、小学校があると思うんですが、これは豊里中学校、豊里小学校になると思うんですが、それらのPTAの同意というのは得られたということになりますよね。</p> <p>事務局 PTAは得られてないです。</p> <p>石川委員 教育委員会の方は許可が下りたんでしょうか。</p>

会 議 件 名	て ん 末
	<p>事務局 すいません。これは児童養護施設になりますので、教育委員会の方の許可は特にいらainんです。これは福祉施設ということになりますので、おそらく埼玉県の方の福祉の方で認定をおこなうような形になると思うんですけども、学校の方は、PTAとかの集會がおこなえない状態なので、法人の方がPTAの集まりに行つて説明をすることができないということなので、校長先生とPTAの會長さんの方に話はさせてもらったというように聞いております。ただ、建物を建てるにあたって、PTAの代表とかの許可が必ずしも必要なわけではないとなっております。</p>
石川委員	<p>かなりの広い面積のものですから、24名の集客率では、もっと多くなる可能性があるんじゃないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>いや、これ施設なので、定員が決まっていますので定員はそれ以上多くはならないです。</p>
石川委員	<p>増築は可能になるんですね。</p>
事務局	<p>今のところ話は聞いておりません。</p>
石川委員	<p>敷地面積があれば増築は可能になりますよね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
石川委員	<p>わかりました。 そのところよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>今、事務局から説明がありましたように、一応、県含めて児童養護施設ということで、枠組みができています。それで、内容的に変わるようであれば、多分事前にそれなりの話がでてくるのだろうというふうに理解しております。 他にございますか。 (飯塚委員、挙手)</p>
議 長	<p>はい、飯塚委員。</p>
飯塚委員	<p>豊里の飯塚なんですけども、私この説明会に呼ばれたんですね。地域の農業推進委員ということで。その時に、建物を建てるにあたって周りの方から結構な反発、例えば日照権の問題であるとか、排水が自分の畑に流れてきちゃうんじゃないかということで、がんがんすごい反発を受けていたんで、私はこんなに反発があるんじゃないかという感じはしたんですね。建物によってどのくらいの影が出るかとか、そういうのをよく調べてまた後で報告しますというような話もしてましたけども、その後私は呼ばれていないんで、なんとも言えないんですが、とにかくすごい反発をくらったという印象でした。それからですね、その施設の子供たちが小学校、中学校とあがっていくについて、地域のみなさんの同意を得なきゃいけないだろうという話も出てました。PTAが開かれていないということは、まだ同意が得られていないので、後でPTAから反発をくらうという可能性がなきにしもあらずだと思います。</p>
議 長	<p>他に意見はありますか。</p>
事務局	<p>ちょっといいですか。</p>

会議件名	て ん 末
	<p>議 長 はい、事務局。</p> <p>事務局 今の話ですが、確かにこれは結構前から相談があったケースでして、当初は3階建てで予定していて、定員がもうちょっと多かったようですけれども、色々と周りの意見等があって、2階建ての木造に変更したというような経緯もございます。また、排水等についても当初は図面もかなりいい加減なものだったのですが、今回出てきた図面では遊水池のようなものを作って排水等にも考慮しているということで、農業委員会の方としては著しく支障があるとまでは言えないということで考えております。ただ、PTAとか周囲の同意については、農地法の範疇ではない話となってきますので、施設としての設置の関係ということになってきますので、その辺は農地法の許可についてはそこまでは求めていないというところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>(吉田委員、挙手)</p> <p>吉田委員 はい、いいですか。</p> <p>議 長 はい、吉田委員。</p> <p>吉田委員 大寄の吉田です。 今、出ている案件ですけど、農地としては白地ですか。</p> <p>事務局 はい。白地です。</p> <p>吉田委員 だとすると、見込みはあるんだ。 それで、そういう時に、太陽光発電をやりますと言っておいて、理由をつけてこういう物を作るという論法。これがいいか悪いかは別として、ありますか。</p> <p>事務局 すみません。今、議案になっているのは、計画変更の關係の議案なんですけれども、これについては説明にもあった通り、太陽光施設をやる予定だったんです。ところが、会社の社長が亡くなってしましまして、急遽太陽光発電ができなくなりました。それで、そのままになっていたところに、今回の法人がこの土地を見つけてそこに児童養護施設を建てたいということでございます。それでこの土地については、豊里地区で当初からの白地という形になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>議 長 よろしいですかね。 農地法上における許認可の審査ということで事務局が話してくれたかと思うんですけども、一応、元がまっさらの農地でないということが1点と、あとその規模拡大等については、これは範疇にないということが2点目、3点目はですね、これがちょっとどうなのかなということによくわからないのだけれども、周辺住民ということで説明会が学校の校長先生並びに住民の代表等から意見を聞いたというところでの報告だったということで、それ以上の今のところの動きっていうのが何も聞いていないというのが現状なんです。それらについて再度、農地法上でいいか悪いかという審議の中と、建屋については建築基準法等ありますから、それらについては総合的に検討いただくということでいかがなものでしょうか。みなさんどうでしょうか。この施設が社会福祉法人ということになりますと、一応は必要不可欠なものというのが前提で公共性が高いんだというような形で出てくるのかなというふうに思いますし、それらについて細かいことは担当</p>

会議件名	て ん 末
	<p>課になると思いますが、担当課はどこになりますかね。</p> <p>事務局 こども青少年課になります。</p> <p>議長 その辺は、出た意見を集約していただいて、こども青少年課、そちらにも繋いでいくってということでご理解いただければありがたいというふうに思います。いかがでしょうか。</p> <p>事務局長 はい。今、こども青少年課というのがで出たんですけれども、こども青少年課の方からは同意書を出すという話です。それは施設の色々な規定がある中で、それに適合していれば同意書を出すようですので、農地法とまたこども青少年課の方の関係が二本立てで動いていますという話になります。ですので、今現在は農地法関係でご審議いただければということでもよろしくお願いたします。</p> <p>議長 はい。ということで、説明をしていただきました。どうでしょう。みなさんの意見はよろしゅうございますかね。進捗状況によってということで、こども青少年課の方も含めて何かあれば。規定は満たしているという話なんですけれども。 農地法をあずかる農業委員会としての考え方としてはいいということで、これをダメだよということにはならないのかなあという気もいたしております。その上で採決させていただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>(吉田委員、挙手)</p> <p>吉田委員 はい、いいですか。</p> <p>議長 はい、吉田委員。</p> <p>吉田委員 度々すみません、吉田です。 こういう案件についてはですね、地元にはさっき話があったとおりの反対というか、けんけんごうごうのところがあるのに農業委員会が認めましたっていう話でそれをたてに進めるという論法も一つあると思うんですね。そういうのに何かいい方法はないんでしょうかね。農業委員会で認めたよっていうことになると、地元に対しての説明が、農業委員会はすでに出しているんですよと感じになっちゃうと、その先騒いで反対した人達の意見が通らなくなるという心配があるなあという感じはするんですけれども。</p> <p>事務局 たいへんおっしゃる意味は分かるんですけれども、ここで審議するのは、地目が農地である所に建物を建てるよと。それについてどうかという話であって、その建物が児童養護施設というもので、それが今後学校なりに影響を及ぼすということはあると思いますけれども、そこを審議するのは農業委員会ではないということだと思うんですね。ですので、農地の利用、この農地に児童養護施設という建物が建つというところでご判断いただければいいのかなというふうに思うんですけれども。さきほど言ったとおり、こども青少年課の方でこれについて県の方に意見書を出すというのがあるんですが、その中の一つに農業委員会の方はどうかと。農業委員会の方はこういう申請があって許可したよと、もしくはこういう問題があって許可しなかったよ、という意見を出すということになります。他の学校はどうですか、地域はどうですかという意見をまとめて県の方へ提出するということになると思いますので、その中で、もしPTAのところの問題があれば、こども青少年課の方の問題として出てくるのかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>

会 議 件 名	て ん 末	
	<p>議 長 石川委員、いいですか。</p> <p>石川委員</p> <p>議 長</p> <p>石川委員</p> <p>事務局</p> <p>石川委員</p>	<p>はい。もう一つお願いしたいのは、農業委員会で許可しましたよということになりましたら、地元の方に帰りまして、私たちが農業委員会で許可したから建物が立ったということになりますよね。そういうことになりますよね。</p> <p>みなさんどう思いますでしょうか。農業委員会で許可したから建物が立ちました。前は太陽光発電施設を建てるというので、前の農業委員会のみなさんが許可されましたけれども、今度は建物が立ちますよ、児童養護施設に変更になりましたということで、許可しましたということに同意しましたってことでよろしいんでしょうかね、みなさん。それを私は言いたいですけど。あの、少し保留にしたらいかがでしょうか。保留にはできないんでしょうか。少しあの、地元のPTAの皆さんで話し合ったり、地域の皆さんと日照問題を話し合ったりした結果で許可になるとかできないんでしょうか。私はそう思いますけどもいかがでしょうか。</p> <p>えーと、再三出てる問題なんだけれども、建物については、これは建築基準法でいくと思います。これ、縦割りの法律ですから。それで農地法上という話になると、地目が農地だったんで、それらについていいか悪いかっていう審議をしてくれっていうのが事務局の話ですよ。じゃあ、農業委員会がいいって言ったから建物までいいのか、あれもいいのかっていうのは、これは別問題だと。ということは建築基準法に基づくのであれば建築主任がこういう構造でこういうものだからこれじゃダメだと。それで、次にはこども青少年課でこういう施設じゃないと、こういう対応じゃないとダメだよと、それぞれの法律が縦割りになってますから。そうすると私どもの委員会で審議した中で、だから出来たんだっていう前に、もろもろが全部セットになって初めてできるっていうことですから、全部が全部農業委員会で審議しただけでできるっていうのではないんじゃないかなというふうに思いますけれども。</p> <p>でも、その何件かの議案に基づいて、私たちもその中に入っているということでもよろしいんでしょうかね。そういう考えでもよろしいんでしょうか。</p> <p>この件について、保留なり何なりするということであれば、あくまで今日、農業委員会の総会が開かれているわけですから、この総会で、こういう理由で保留になるんだという決が採られるのであればそれはそれで意見として“あり”だとは思いますが、理由としてどうなのかなと。あくまで農業委員会としての審議になりますので、地域でこの施設がどうこうという話しではないのかなと。例えば、農業上何か影響があるんだと、この畑に影響があるんだということで、ちょっとこれがクリアされるまでは保留だよ、ということであれば、理由としてはあるのかなという気はするんですが、周りのPTAの反対で同意を得ていないのであるとすると、ちょっとどうなのかなというのはあると思います。</p> <p>まず最初に太陽光発電施設を建てるということで、周り何軒かの農家の方たちは判を押したと思うんですよ。宅地申請に対して。そういうことになりますよね。それで今度は、太陽光発電施設から児童養護施設に変わりましたということで、今度は判を押せないわけですよ。宅地申請してしまっているわけですからね。そういうことになりますよね。太陽光発電施設を建てるとしていうことで、周りの農家の方達は水害があっても水の心配がないだろうということでも判を押したと思うんですが、昨今これだけの水害が</p>

	会 議 件 名	て ん 末
		<p>ありますと、建物が建つとかなりの水もありますし、下水もあります。水道も使います。お風呂も使います。周りのかなりの方たち、農家の方達は栽培に影響があるのではないかと私は思うんですが。太陽光発電施設を建てました。今度は建物ができましたよというので、変更になりましたよというので許可が下りるといことで、これまではずっとやってきたんでしょうか。</p>
	事務局	<p>この現地についてですが、周りにほぼ農地はないですよ。周りは宅地になっていると思うんです。しかも、当初除外地ということになりますので。それから、排水の方は当初の計画ではちょっと杜撰な計画だったんですけども、今出てきている図面では遊水池等を作って排水等も問題ないだろうと判断をさせてもらってるところでございます。</p> <p>以上です。</p>
	石川委員	<p>そうしますと、変更はこれからも可能になるということになるのでしょうか。それだけ、1点だけで終了させていただきたいと思います。</p>
	事務局	<p>すいません。変更というのは建物の変更ということですか。児童養護施設が違うものになるということですか。</p>
	石川委員	<p>はい、そういうことになります。</p>
	事務局	<p>はい。そういうことであれば、また改めて申請が必要になるということになります。目的が変わってきますので。ただ、それが建ってしまった宅地になってしまっていれば農業委員会の方の申請は必要なくなりますけれども。</p>
	石川委員	<p>でも、太陽光発電施設の許可が出ていて、宅地になってしまってますよね。</p>
	事務局	<p>いや、すみません。太陽光発電の方が宅地になってしまっていれば、今回の申請はないんですよ。それができないままだったのもまだ農地のままなんです。</p>
	石川委員	<p>農地のままですか。</p> <p>それでは農家の皆さん、周りの畑の方たちに許可を得る必要がありますよね。</p>
	事務局	<p>いや、農地のままですけれども、周りに農地がないんです。</p>
	石川委員	<p>では、日照権問題で周りのお宅の方たちには許可を得たということですよ。</p>
	事務局	<p>そうです。日照権の方については、当初3階建てだったものが2階建てに変更したことによって大丈夫になったということです。</p>
	石川委員	<p>あの、道を隔ててかなり広い面積ですよ。周りの方達の許可をとったということよろしいのでしょうか。</p>
	事務局	<p>何の許可でしょうか。日照権の許可については、ちょっとうちの方では定かではないですけども。</p>
	事務局長	<p>日照権という話が出ましたので、私の方からその辺のお話をさせていただきます。日照権のことにつきましては、それはここには規定はかからないのです。建築基準法上では規定はないです。ただ言って</p>

会 議 件 名	て ん 末	
	議 長	<p>いるのは、近所の人は日陰になってしまうのでという意見に対して、任意にそれに応じたという話だと思いますので、それはですから、階を下げることによって近所とのやり取りができたということで理解しています。</p> <p>それではですね、審議をいただきましたのでここで意見を集約させていただいてよろしいですかね。 それでは、これらにつきまして審議を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することによろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
	議 長	意見がございまして、その意見をまず十分に検討いただくということで本件は決することといたします。
議案第22号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長 事務局	<p>次に、議案書の39ページ、議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書39ページ及び別添総会資料6ページを併せてご確認ください。</p> <p>議案第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。</p> <p>本議案につきましては、市街化区域以外の農地で所有権の移転、貸借権の設定等権利の移転または設定を伴う、所有権を有さない農地を農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。</p> <p>本日の総会における許可申請承認につきましては18件となっております、ご審議いただいた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し来月の10日頃処分がなされる見込みであります。なお、整理番号7番及び17番につきましては、3,000㎡を超える案件となりますので、4月5日開催予定の常設審議委員会に意見照会を行った後に、深谷市長へ常設審議委員会の意見を併せて進達し来月の15日頃処分がなされる見込みとなります。</p> <p>整理番号1番です。申請地は、宿根523番6の畑、350㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号2番です。申請地は、宿根940番6の畑、403㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号3番です。申請地は、境172番2の畑、320㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号4番です。申請地は、東方3363番2の畑 外1筆、合計2筆325㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>続きまして40ページです。整理番号5番です。申請地は、東方3363番3の畑 外1筆、合計2筆368㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号6番です。申請地は、矢島653番の畑505㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p>

会 議 件 名	て ん 末
	<p>整理番号7番です。申請地は、新戒1241番の畑 外4筆、合計5筆4, 035㎡についてであります。譲受人は、地域に需要が見込まれるため、申請地を譲り受け児童養護施設の建築を行いたいという申請であります。こちらにつきましては、先ほど議案第21号にてご審議をいただきました、許可後の計画変更申請に関する転用の再申請となっております。</p> <p>整理番号8番です。申請地は、櫛引116番16の畑、490㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>41ページです。整理番号9番です。申請地は、後榛沢231番1の畑、500㎡についてであります。譲受け人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号10番です。申請地は、後榛沢231番4の畑、396㎡についてであります。譲受け人は、借家住まいで手狭なため、申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>別添総会資料では7ページになります。整理番号11番です。申請地は、本郷1637番2の畑、500㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため、申請地を借り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号12番です。申請地は、小前田292番の畑、521㎡、既存の事業所敷地部分を含んだ全体面積1, 139㎡についてであります。譲受人は、事業所が手狭なため、申請地を譲り受け、隣接する事業所と併せて駐車場の整備を行いたいという申請であります。</p> <p>42ページです。整理番号13番です。申請地は、小前田1340番の畑、1, 380㎡についてであります。譲受人は、地域に需要が見込まれるため、申請地を譲り受け、宅地分譲敷地6区画の整備を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号14番です。申請地は、小前田1345番の畑、2, 576㎡についてであります。譲受人は、地域に需要が見込まれるため、申請地を譲り受け、宅地分譲地11区画の整備を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号15番です。申請地は、黒田449番1の畑、549㎡についてであります。譲受人は、親と同居しているが独立するため、申請地を借り受け、自己用住宅の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号16番です。申請地は、黒田29番の畑、803㎡、既存の雑種地部分を含んだ全体面積5, 213. 58㎡についてであります。譲受人は、隣接するアウトレット施設の営業に際して、申請地を借り受け、不足する従業員用駐車場の整備を行いたいという申請であります。</p> <p>43ページです。整理番号17番です。申請地は、荒川398番の畑外3筆、合計4筆6, 361㎡、既存の雑種地部分を含んだ全体面積9, 570. 54㎡についてであります。譲受人は、地域に需要が見込まれるため申請地を借り受け家電量販店の建築を行いたいという申請であります。</p> <p>整理番号18番です。農地改良の申請となります。申請地は、新戒325番1の畑、2, 813㎡についてであります。こちらは、畑が低くなっており水はけが悪くネギの生産性が低下してしまっていることから、嵩上げを行い生産性の向上を図るものであります。工事期間につきましては、許可日から3か月程度を計画しており、泥につきましては朝霞市内のストック残土1, 406. 5㎡を搬入するものであり、改良後はネギの生産を行う計画となっております。なお、農地改良指導委員につきましては、議席番号14番坂本委員、議席番号24番石川委員を推薦させていただきます。</p> <p>農地改良指導委員につきましては、工事着手前に施工者、耕作</p>

会 議 件 名	て ん 末	
	議 長	<p>者、事務局と現地立ち合いを行い施工方法等にかかわる共通理解を図ったうえで、一般的な施工時間(朝8時から午後5時程度)を逸脱して工事を行っていないか、事業計画通りの施工等が適正に行われているか等を適宜ご確認いただき、指導又は注意等が必要であると判断された場合には、事務局に連絡をいただき、必要に応じて適正な施工の指示等を事務局と行っていただくことが主な業務になります。</p> <p>農地法5条の許可申請につきましては以上18件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
	議 長	<p>はい。ただいま事務局より説明のありました本議案につきまして審議いたします。 まず、この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
	議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
	議 長	<p>異議がございませんので、本件は原案どおり決めます。 なお、整理番号18番につきましては、農地改良の案件となりますので、指導委員を指名いたします。 議席番号14番、坂本委員、議席番号24番、石川委員、以上2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議案第23号 「特定農地貸付申請承認について」	議 長	<p>次に、議案書の44ページ、議案第23号「特定農地貸付申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>はい。それでは、議案書44ページ、議案第23号「特定農地貸付申請承認について」、事務局より説明いたします。</p> <p>農地の貸し借りは、一般的に農地法第3条で規制されており、原則として、農業者以外への小規模の貸付けは認められておりません。しかし、非農業者の趣味的な農作物の栽培利用を目的とした農地の貸付につきましても、一定の要件を満たした「特定農地貸付」に該当するものにつきましては、農業委員会の承認を受けることで、特例的におこなうことが可能となります。</p> <p>この「特定農地貸付」に該当するには、利用者1人あたりの貸付面積が10アール未満であり、相当数のものを対象として、定型的な条件でおこなわれる、営利を目的としない農作物の栽培のための農地の貸付けで、貸付期間が5年を超えないものでなければなりません。こうした特定農地貸付けについて承認申請があった場合、農業委員会は法で定める承認基準を満たすものについては、これを承認することとされております。</p> <p>特定農地貸付の承認申請につきましては、本日のご審議の結果をもちまして、本日付けでの処分となります。今回、お諮りする4件はすべて、深谷市が継続して実施しております市民農園に関するものでございまして、整理番号1番においては、沼尻663番 外1筆、畑、2筆合計1,993㎡を、整理番号2番においては、曲田126番、畑1,641㎡を、整理番号3番においては、人見805番1、畑2,063㎡を、整理番号4番においては、長在家1054番、畑2,236㎡をそれ</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
		<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>ぞれ土地所有者から市が引き続き借り受けまして、野菜などの栽培を通じて農業に対する理解を深めることを目的として、農業者以外のかたを対象に、農地を貸し付けようとするものでございます。</p> <p>今回お諮りする4件につきましては、整理番号1番が90㎡程度を18区画、2番が90㎡程度を16区画、3番が90㎡程度を21区画、4番が40㎡程度を39区画設けまして、定型的な条件を定めた貸付規程に従い、5年を限度に貸し付けるものでありまして、貸付規程において、営利を目的として作物を栽培することを禁じていることから特定農地貸付に該当するものと考えられます。</p> <p>次に、承認の基準に照らしてみたいです。</p> <p>1つ目として、貸付農地が周辺農地の利用の増進に支障を及ぼさない位置にあり、妥当な規模を超えないものであること。この点につきましては、今回の貸付農地はいずれも集団優良農地を分断し、集団性を失わせるようなものではなく、規模に関しても、農園の利用状況などからみて、過大なものではないものと考えられます。</p> <p>2つ目として、貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。今回の貸付けは、市のホームページや広報などによる一般公募で募集をおこない、応募多数の場合は抽選により決定することとされていることから、公平性があるものと考えられます。</p> <p>3つ目として、貸付けの条件や、貸付農地の適切な利用を確保するための方法が、貸付けの適正かつ円滑な事業を確保するために有効かつ適切なものであること。今回の貸付けにおいては、貸付条件に違法・不当な点はなく、農園ごとに利用組合を設置することから、貸付農地の適正な利用の確保が見込めるものと考えております。</p> <p>そのほか、貸付農地には、現に設定されている特定農地貸付以外の権利は設定されておらず、設定期間について貸付けをおこなううえで権利関係の問題はないものと考えられます。</p> <p>以上のことから、整理番号1番から4番の特定農地貸付けについては、いずれも承認の基準を満たすものと考えております。</p> <p>特定農地貸付承認についての説明は以上でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>はい。それでは本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は原案どおり承認することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>異議がございませんので、本件は原案どおり承認することと決めます。</p>
	<p>議案第24号 「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」</p>	<p>議 長</p> <p>農業振興課</p>	<p>次に、議案書の45ページ、議案第24号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農業振興課より説明を求めます。</p> <p>はい。議案書45ページ、議案第24号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」、説明させていただきます。</p> <p>本議案は農地中間管理事業における農地貸借に関するものでご</p>

会 議 件 名	て ん 末	
	議 長	<p>ございます。本事業における農地貸借につきましては、まず所有者と農地中間管理機構が利用権にて農地貸借をおこないます。農地中間管理機構が農地を借り受けた後、農地中間管理機構がおこなう公募に応募した借受希望者に農地を配分する計画を作成し、埼玉県知事の認可をとることで貸借が成立することとなります。この農地の配分計画を作成した際、機構は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき農業委員会の意見を求めることとされていることから、議案の提出に至ったものです。農業委員会へ求める意見の内容としましては、借受者が農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであるか、当該農地を借り受けることで周辺農地利用に悪影響が及ぼす恐れがないか、借受者は農作業に常時従事する見込みはあるか等でございます。</p> <p>今回配分する農地につきましては、豊里地区の2筆1,495㎡です。本件については、今回新たに農地中間管理機構が利用権にて農地貸借を行う農地です。先ほどの議案第18号でご審議いただいた農用地利用集積計画の決定についての整理番号63番と64番がこれに該当いたします。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>はい。ただいま農業振興課より説明のありました本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は「意見なし」と決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。</p>
<p>議案第25号 「深谷市の農業の振興に関する計画(27号計画)に位置づけた施設の検証結果に対する意見について」</p>	<p>議 長</p> <p>農業振興課</p>	<p>次に、議案書の46ページ、議案第25号「深谷市の農業の振興に関する計画(27号計画)に位置づけた施設の検証結果に対する意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。</p> <p>はい。議案書46ページ議案第25号「深谷市の農業の振興に関する計画(27号計画)に位置づけた施設の検証結果に対する意見について」、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則の中で、土地改良事業が実施された農地につきましては、終了後8年間は農用地区域からの除外を原則として行わないこととなっております。ただし、施行規則の中で定めのある深谷市の農業の振興に関する計画、いわゆる27号計画を定めることで、その定めた用途の施設であれば除外を受けられることができるものとなっております。また、27号計画に定めて除外されたものにつきましては、5年間定期的に検証することとなっております。榛沢地域内で平成25年に国営灌漑排水事業が終了しましたことから、終了から8年以内に農用地の除外申請のあった場所について年度末にあたる今回、検証結果をご報告させていただきます。</p> <p>議案書47ページをご覧ください。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
		議 長	<p>1番から5番まで案件があるのですが、1番、3番、4番、5番につきましては現地調査させていただきまして、定住の確認ができました。地域活動への寄与とともに将来的な農業従事が期待でき、一定の成果があったものと考えております。</p> <p>2番につきましては、農家用住宅敷地として拡張したものでございまして、継続して利用されていますことからその効用が発揮されているものと考えております。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
		議 長	<p>はい。ただいま農業振興課より説明のありました本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は「意見なし」と決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
	閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、令和4年第3回農業委員会総会を閉会いたします。</p>
		議 長	<p>以上をもちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。</p> <p>これにて、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和4年3月30日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 今井 順子

署名委員 塚原 勝美